

霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正について

霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（平成26年1月1日から平成29年11月26日までの給料月額の特例措置）

13 市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、平成26年1月1日から平成29年11月26日までの間は、同条に規定する額から当該額の100分の20を減じて得た額とする。

14 副市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、平成26年1月1日から平成29年11月26日までの間は、同条に規定する額から当該額の100分の10を減じて得た額とする。

15 平成26年1月1日から平成29年11月26日までの間に支給される市長及び副市長の期末手当及び退職手当を計算する場合における市長及び副市長の給料月額は、前2項の規定にかかわらず、第2条に規定する額とする。

(霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市教育長の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(平成26年1月1日から平成29年11月26日までの給料月額の特例措置)

- 9 教育長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、平成26年1月1日から平成29年11月26日までの間は、同条に規定する額から当該額の100分の10を減じて得た額とする。
- 10 平成26年1月1日から平成29年11月26日までの間に支給される教育長の期末手当及び退職手当を計算する場合における教育長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(提案理由)

市長の給料月額を1期目及び2期目に引き続き100分の20、副市長及び教育長の給料月額を100分の10減額するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。